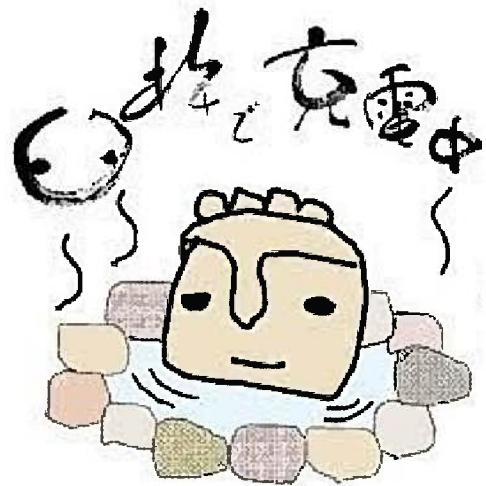


第10次臼杵市交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

交通事故のない安全で安心して暮らせる臼杵市を目指して



大分県臼杵市

ま　え　が　き

臼杵市交通安全対策会議では、市民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行以来、9回にわたり「臼杵市交通安全計画」を策定し、市民の理解と協力を得ながら臼杵市、臼杵津久見警察署、国、大分県、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきました。

その結果、市内の年間の交通事故件数は、合併前の平成13年以降減少しています。しかし、死亡者数については平成12年、平成18年、平成24年には「死亡事故ゼロ」を達成したものの、その後は毎年、死亡事故が発生しています。交通事故の状況を分析すると65歳以上の高齢者の関係する事故が4割以上を占めており、高齢化社会の進展に伴い今後も高齢者が関与する死亡事故が多発することが見込まれます。

交通事故の防止は、市民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重理念の下に、交通事故のない誰もが安心して暮らせる臼杵市の実現に向けて、総合的かつ長期的な交通安全対策を一層強力に推進する必要があります。

そのため、国の中中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」、大分県が策定した「大分県交通安全計画」に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めました。

本計画に基づき「交通事故のない安全で安心して暮らせる臼杵市を目指して」臼杵市の交通実態に即した効果的な交通安全対策を推進してまいります。

臼杵市交通安全対策会議
会長　臼杵市長　中野　五郎

もくじ

第1章 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ	8
(2) 計画の期間	9
(3) 計画の策定体制	10
(ア) 白杵市交通安全対策会議及び幹事会	10
(イ) 市民意見募集（パブリックコメント）	10
(4) その他の計画との関係	11
(5) 白杵市の交通安全推進体制	11

第2章 白杵市の人口推計と交通事故状況

(1) 白杵市の高齢化と今後の展望	13
(2) 「白杵市よりよいまちづくりアンケート」結果	14
(3) 白杵市の交通事故状況	15
(ア) 交通事故死者数	15
(イ) 交通事故発生件数及び負傷者数	15
(ウ) 高齢者の交通事故状況	16
(4) 白杵市における交通事故の特徴	17

第3章 基本理念・基本方針・目標

(1) 基本理念	19
(2) 基本方針（5つの視点）	19
(3) 目標	20

第4章 道路交通の安全（具体的な施策）

【第1の柱 道路交通環境の整備】

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	23
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	23
ア 事故危険箇所対策の推進	23
イ 重大事故の再発防止	23
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	24

ア	幹線道路対策の推進	24
イ	信号機の整備	24
ウ	道路標識・街路灯の整備	24
エ	カーブミラーの適切な設置と交換	24
オ	道路交通環境整備への市民参加の促進	24
(4)	歩行者空間のバリアフリー化	25
(5)	効果的な交通規制の推進	25
(6)	自転車利用環境の総合的整備	25
ア	安全で快適な自転車利用環境の創出	25
イ	自転車等の駐車対策の推進	25
ウ	駅前放置自転車対策の推進	25
(7)	交通需要マネジメントの推進	25
(8)	災害に備えた道路交通環境の整備	25
(9)	総合的な駐車対策の推進	26
ア	秩序ある駐車の推進	26
イ	駐車場等の整備	26
ウ	違法駐車締め出し気運の醸成・高揚	26
(10)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	26
ア	道路の使用及び占用の適正化等	26
(ア)	道路の使用及び占有の適正化	26
(イ)	不法占有物件の排除等	26
(ウ)	道路の掘り返しの規制等	26
イ	子どもの遊び場等の確保	26
ウ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	26
(11)	踏切道における交通の安全	27

【第2の柱 交通安全思想の普及徹底】

(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	28
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	28
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	28
ウ	中学生・高校生に対する交通安全教育の推進	28
エ	成人に対する交通安全教育の推進	29
オ	高齢者に対する交通安全教育の推進	29
カ	障がい者・外国人に対する交通安全教育の推進	29
(2)	「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進	30
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	30
ア	交通安全運動の推進	30
イ	自転車の安全利用の推進	31

ウ 「シートベルト」「チャイルドシート」「ヘルメット」の 正しい着用の徹底	31
エ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	31
オ 効果的な広報の実施	31
(4) 交通安全器具の普及促進	31
ア 中学生を対象としたヘルメット購入費補助	31
イ チャイルドシート貸出	31
ウ 交通安全看板の支給	32
エ 反射材の支給	32
(5) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	32
(6) 市民の参加・協働の推進	33
【第3の柱 交通安全の確保】	
(1) 運転者教育等の充実	34
(2) 安全運転管理の推進	34
【第4の柱 車両の安全性の確保】	
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	35
ア 自動車点検整備の充実	35
イ 車両の不正改造の防止	35
(2) 自転車の安全性の確保	35
【第5の柱 道路交通秩序の維持】	
(1) 交通の指導取締りの強化等	36
ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	36
イ 飲酒運転対策の強化の促進	36
(2) 暴走族対策の推進	36
【第6の柱 救助・救急活動の充実】	
(1) 救助・救急体制の整備	37
(2) 救急医療体制の整備	37
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	37
(4) 救マーク制度	37
(5) 救急車の適正利用とスムーズな通行	37
【第7の柱 被害者支援の充実と推進】	
(1) 大分県交通事故相談所の利用推進	38
(2) 自動車損害賠償制度の充実等	38
ア 無保険（無共済）車両対策の徹底	38
イ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等	38
(3) 大分県交通災害共済の加入促進	39

【第8の柱 高齢者交通安全対策の充実・強化】

- (1) 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進・・・・・・・・・・・・ 40
(2) 運転免許自主返納支援制度の充実・・・・・・・・・・・・ 40

資 料

- 臼杵市の交通事故発生状況（昭和46年～平成27年）
- 交通安全対策基本法（抜粋）
- 臼杵市交通安全対策会議条例
- 臼杵市交通安全対策会議条例施行規則
- 臼杵市交通安全対策会議委員名簿
- 臼杵市交通安全対策会議幹事会名簿

第1章

計画の位置づけ

(1) 計画の位置付け

「臼杵市交通安全計画」は、交通安全対策基本法に基づき国が定めた「交通安全基本計画」、大分県が定めた「大分県交通安全計画」を反映させて策定する必要があります。

本計画は、臼杵市内の道路交通環境の整備、交通安全教育等についての総合的かつ計画的な対策を推進するため、臼杵市、市民、地域活動団体及び関係行政機関が実施する施策の大綱を定めたものです。

交通安全対策基本法（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

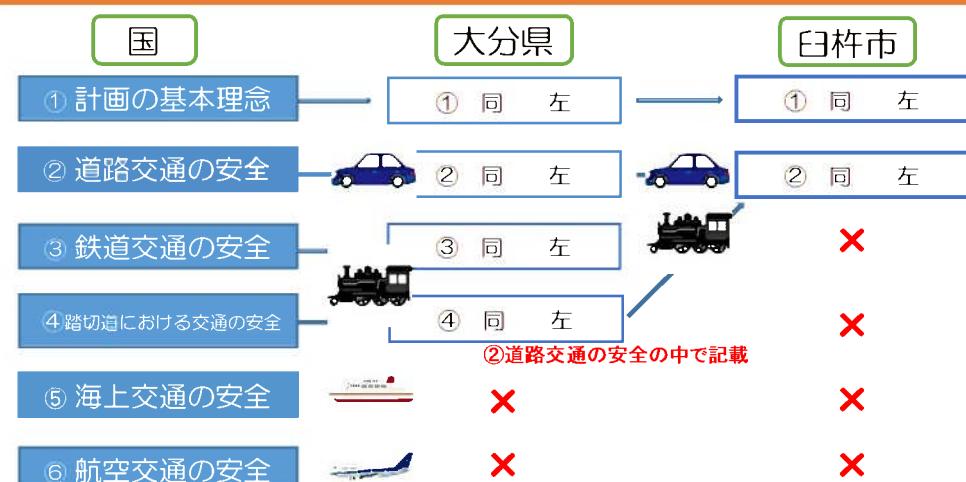
交通安全対策基本法第26条第1項の規定によると市町村計画の作成は努力義務とされていますが、交通事故防止は全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であるため、安全な地域環境を実現するために策定することとします。

交通安全対策基本法（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

なお、国の基本計画では①道路交通②鉄道交通（踏切道）③海上交通④航空について定められていますが、本計画については臼杵市の交通安全体制に応じた①道路交通及び②踏切道における交通の安全に対しての計画を定めるものとします。

第10次臼杵市交通安全計画の骨子



(2) 計画の期間

臼杵市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、5年ごとに9次にわたり「臼杵市交通安全計画」を策定し、各種対策を推進してきました。

第10次計画は、第9次計画が平成27年度で終了するため、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間として策定します。

なお、国の基本計画が平成28年3月に大分県計画が平成28年6月に策定され、その内容を踏まえた内容とする必要があります。

第10次計画 平成28年度～32年度（5年間）

第1次
昭和46年
～
平成50年

第2次
平成51年
～
平成55年

第3次
平成56年
～
平成60年

第4次
平成61年
～
平成2年

第5次
平成3年
～
平成7年

第6次
平成8年
～
平成12年

第7次
平成13年
～
平成17年

第8次
平成18年
～
平成22年

第9次
平成23年
～
平成27年

第10次
平成28年
～
平成32年

(3) 計画の策定体制

(ア) 白杵市交通安全対策会議及び幹事会

計画策定にあたっては、計画の実現を確かなものとするため、「白杵市交通安全対策会議条例」に基づき白杵市・白杵津久見警察署・大分県交通安全協会白杵支部の担当者より構成された「白杵市交通安全対策会議幹事会」を開催し、計画内容の検討を行いました。

さらに、幹事会での意見・要望を反映した計画素案を白杵市長・大分県中部振興局長・白杵津久見警察署長などで構成する「白杵市交通安全対策会議」にて実現可能性などの大局的な視点から確認・検討して計画の策定を行いました。



(イ) 市民意見募集(パブリックコメント)

市民からの意見を広く反映させ、より良い計画とするため「第10次白杵市交通安全計画」の市民意見募集(パブリックコメント)を行いました。

- 閲覧期間 平成28年12月7日（水）～平成29年1月6日（金）（4週間）
- 閲覧場所
・白杵市ホームページ
・白杵市役所 市民課・市民生活推進課窓口
- 閲覧時間 8時30分～17時（土日・祝祭日を除く）
※ただし、ホームページについては24時間閲覧可能
- 閲覧資料 第10次白杵市交通安全計画（案）及び体系図（案）

(4) その他の計画との関係

第10次臼杵市交通安全計画は、国が定めた「交通安全基本計画」、大分県が定めた「第10次大分県交通安全計画」に沿いながら臼杵市の最上位計画である「第2次臼杵市総合計画」との整合性に配慮して策定しています。

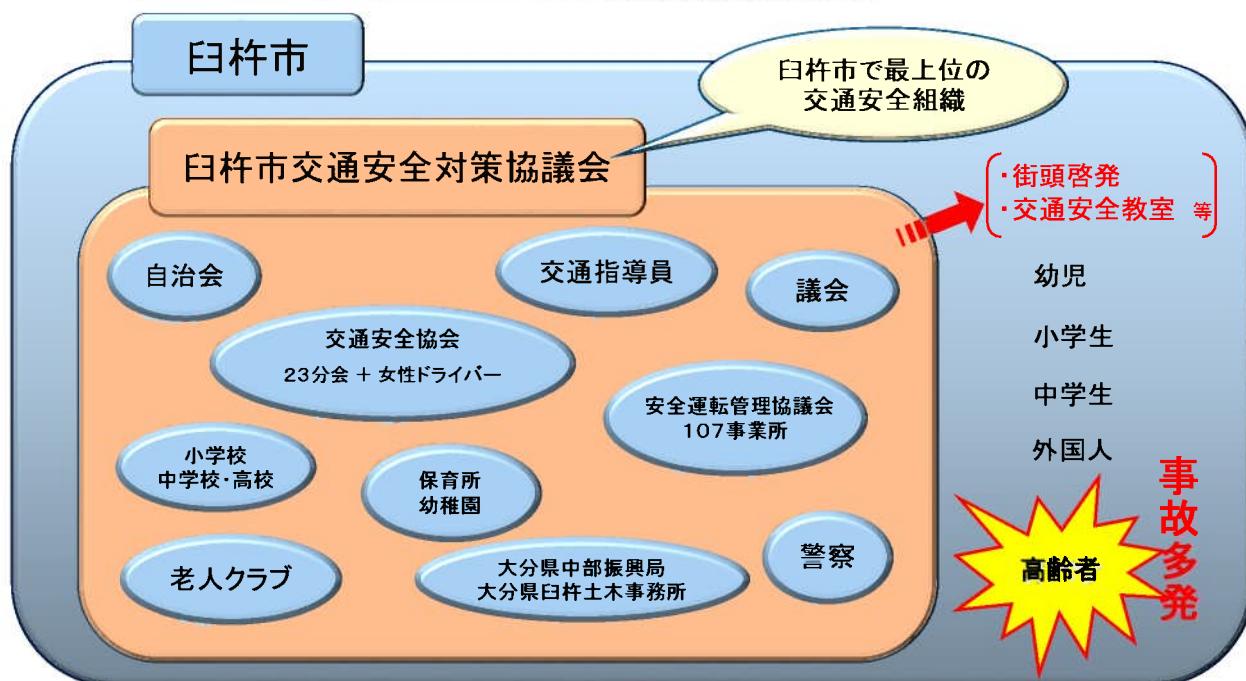
(5) 臼杵市の交通安全推進体制

第10次臼杵市交通安全計画にて定めた内容に基づき、目標を達成していくためには、市民一人ひとりが交通安全に関する意識を高めることが重要です。

そのためには、臼杵市、臼杵市津久見警察署、大分県交通安全協会臼杵支部、自治会、老人クラブ・臼杵市交通指導員会等が連携を図って推進していくことが必要です。

臼杵市では、これらの関係団体にて組織する「臼杵市交通安全対策協議会」を臼杵市での最上位の交通安全組織として街頭啓発・交通安全教室等のあらゆる施策を行っています。

臼杵市交通安全対策協議会



会長　臼杵市長

副会長　臼杵津久見警察署長

大分県交通安全協会臼杵支部長

第2章

臼杵市の人口推計と

交通事故状況

(1) 白杵市の高齢化と今後の展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の総人口は減少局面にあり、2048年には1億人を割るものと見込まれています。

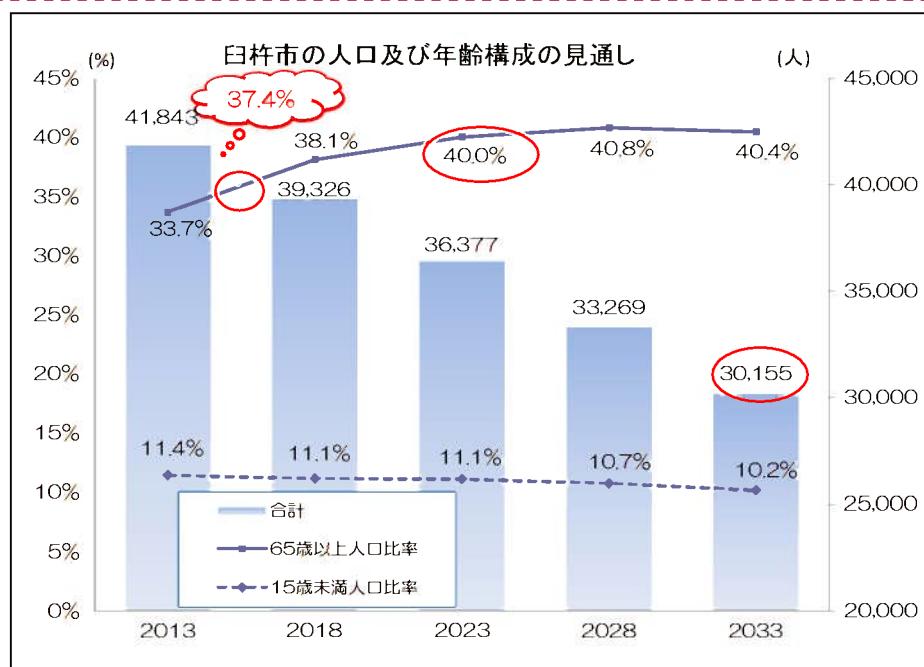
白杵市の総人口は、20年後には3万人割り込むと見込まれます。その一方で、高齢化率は2016年（平成28年）時点ですでに37%を超えており、7年後の2023年（平成35年）には40%を超えると見込まれています。

しかし、7年後に高齢化率が40%を超えたあと、その次の10年間は、高齢化率の伸びに歯止めがかかると見込まれています。

そのため、これから7年の間に高齢者に対する交通安全対策を重点的に取り組んでいくことが必要です。

白杵市の高齢化と今後の展望

- 白杵市は、高齢化率（65歳以上人口比率）が既に37%を超えており、人口も減少局面にある。
- この傾向は、今後も続き、7年後には高齢化率は40%に達し、20年後には人口も3万人強になる。
- 高齢化の変化は当面7年間が大きく、すぐさま、この変化に対し様々な施策が必要。



(2) 「臼杵市よりよいまちづくりアンケート」結果

安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障がい者等を含む全ての人々が、相互理解と思いやりを持って行動する共生の交通社会の形成を図ることが重要です。

平成27年度に実施した「臼杵市よりよいまちづくりアンケート」によると、交通関連では、現在の取り組みに対する満足度について、全体の平均1.57に対し「適正な道路整備」は1.71、「交通安全対策の推進」は1.83で満足度が高く、「公共交通の利便性の向上」については1.56と満足度はやや低くなっています。

なお、必要度については、全体の平均2.33に対し「適正な道路整備」は2.63、「公共交通の利便性の向上」は2.48、「交通安全対策の推進」は2.37と全て平均を上回っており市民がこれらの施策を必要と考えていることがわかりました。

対象者：20歳以上の市民2,000人

回答数：908

回答率：45.6%

施策名	取り組み内容	主な事業	必要度	満足度
適正な道路整備及び災害にも強い道路網	橋も含めた地域に対応した道路整備、災害に強い道づくりと計画的な維持管理	・道路、橋、トンネル等の維持 ・道路整備	2.63	1.71
公共交通の利便性の向上	ニーズに対応する安全で利便性の高い公共交通の促進	・コミュニティバスの運行 ・ニーズに沿った交通体制づくり ・無人駅舎管理及び活用	2.48	1.56
交通安全対策の推進	交通事故のない安全で快適な交通社会の実現に向けた取り組み	・交通安全講習等の機会の充実 ・街頭啓発、市報等での広報	2.37	1.83
平均値			2.33	1.57

また、このアンケートでの臼杵市の点数は、平成26年度68.6点、平成27年度68.3点となっている中、平成28年度は70.8点となりました。本計画に基づき臼杵市がこれまで以上に「住みやすいまち」「住み続けたいまち」になるよう交通安全に対する施策を充実させることが必要です。



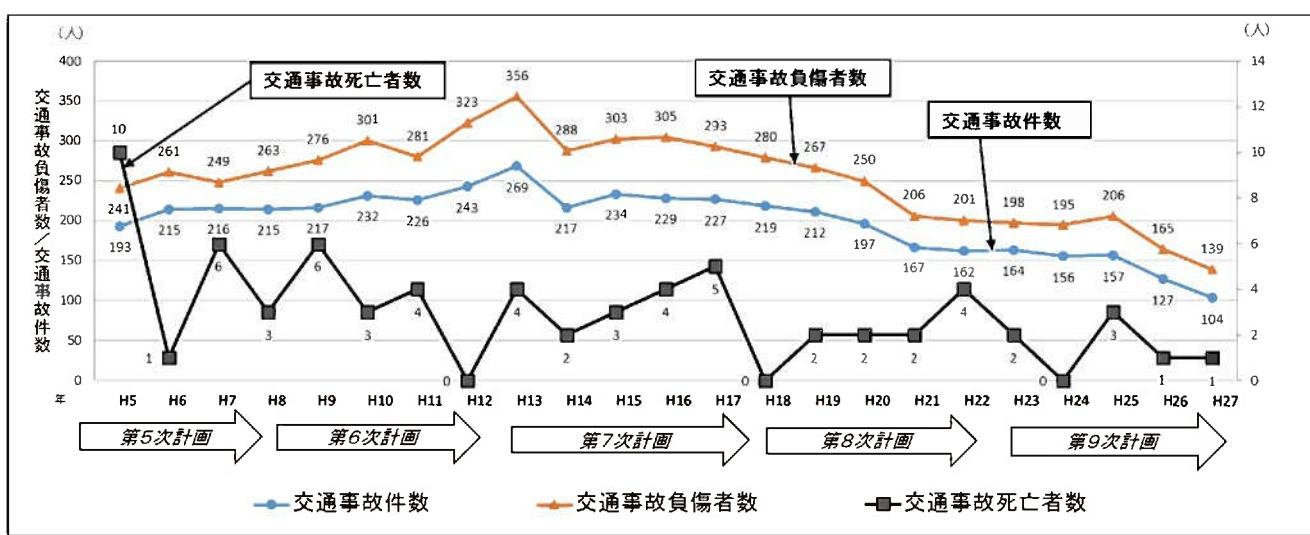
(3) 白杵市の交通事故状況

(ア) 交通事故死者数

本市の交通事故による死者数は、平成5年に10名（合併前の旧白杵市及び旧野津町）とこれまでにない多くの死者数を記録することとなり、以降平成12年、平成18年、平成24年に「死亡事故ゼロ」を達成したもの、その後は毎年、死亡事故が発生しています。

(イ) 交通事故発生件数及び負傷者数

発生件数は、負傷者数とともに増加傾向にありましたが、平成13年の269件（発生件数）、356名（負傷者数）をピークに、以降順調に減少しており平成27年は104件（発生件数）、139人（負傷者数）とともに減らすことができました。



※平成16年以前については旧白杵市と旧野津町の合計数

※上記数値は1月～12月までの数値

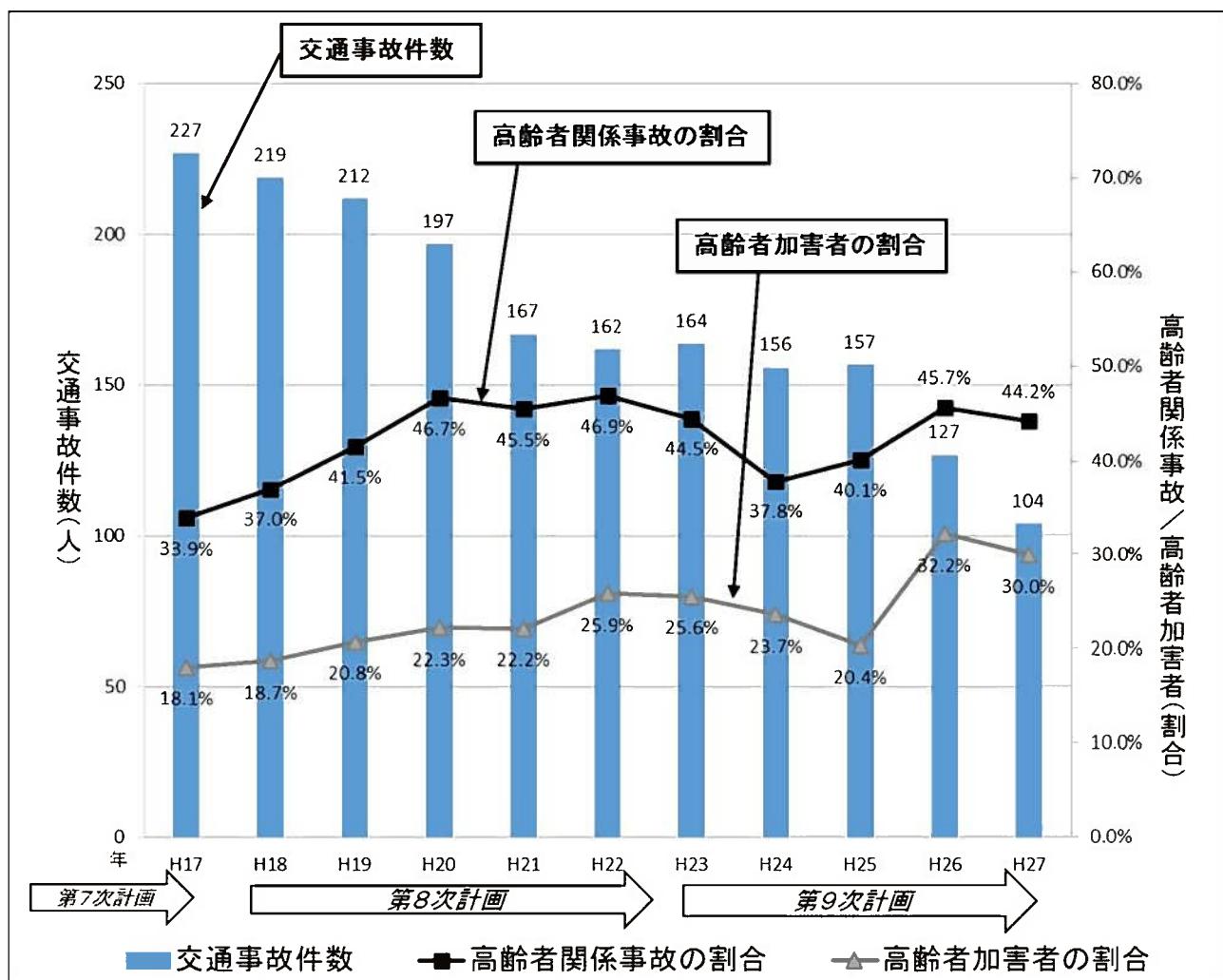
白杵市における交通事故状況

(ウ) 高齢者の交通事故状況

本市における交通事故において、合併後の平成17年からの状況を下図に示していますが、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者との関係する事故が4割以上を占めています。

高齢者の歩行中及び自転車乗用中の事故が多くなっており、また高齢運転者が加害者となる事故の割合も増加していることから、今後も老齢人口の増加に伴い、高齢者事故が増加することが予想されます。

のことから高齢者の加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響について理解することが必要です。



白井市における高齢者が関わる交通事故状況

(4) 白杵市における交通事故の特徴

(年齢別)

1. 65歳以上の高齢者が関わる事故が全体の50.6%

※県平均37.4% / 津久見市62.5% (平成28年10月末現在)

(事故状況)

2. 追突事故が全体の55.1%

※県平均23.2% / 津久見市37.5% (平成28年10月末現在)

◎脇見運転・安全不確認など基本的な交通ルールが守られていないケースが多い

(路線別)

3. 市道等 41.6% 国道39.3% 県道19.1%

(内訳)

国道217号	13件
国道502号	5件
国道10号	17件
県道臼杵停車場線	8件
県道臼杵坂ノ市線	6件
一般県道	3件
市道・駐車場等	37件 合計 89件 (平成28年10月末現在)

(時期別)

4. 3月・12月に交通事故が比較的に多くなっている



第3章

基本理念・基本方針・目標

(1) 基本理念

『交通事故のない安全で安心して暮らせる臼杵市を目指して』

(2) 基本方針（5つの視点）

近年、道路交通事故の発生件数と死傷者数が減少していることは、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策に一定の効果があったものと考えられます。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、また、発生した交通事故に関する情報の収集・分析新規施策を推進します。

特に、次の5つの視点を重視して対策の推進を図ります。

第1の視点	高齢者と子どもの安全確保
第2の視点	歩行者及び自転車の安全確保
第3の視点	生活道路における安全確保
第4の視点	「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
第5の視点	地域ぐるみの交通安全対策の推進

(3) 目標

第9次計画において平成27年までに「交通事故死者0人と交通事故負傷者数160人以下」という目標を掲げ、交通事故防止対策に取り組んできました。

しかし、交通事故負傷者数については達成することができますが死者数を0人にすることは達成することができませんでした。

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であり、過去に死亡者数が0名であったことがあるため、本計画の計画期間である平成32年まで年間の死者数を0人に対することを目指すものとします。

また、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも積極的に取り組み平成32年までに年間の交通事故負傷者数を130人以下にしていくことを目指します。

(年間)

(第9次)

交通事故死者数 0人

交通事故負傷者数 160人以下



(第10次)

交通事故死者数 0人

交通事故負傷者数 130人以下

更に臼杵市における交通事故の発生件数の4割以上が65歳以上の高齢者が関係する事故となっています。

「第2次臼杵市総合計画」では高齢者が関係する事故件数の目標値を50件以下としているため、本計画においても同様に目標設定を行い高齢者の事故件数を減少させていくことを目指します。

(年間)

(第10次)

高齢者事故件数 50件以下

※高齢者事故件数とは65歳以上の高齢者が被害者・加害者となる件数とする

第4章

道路交通の安全

(具体的な施策)

8つの柱

- 第1の柱 道路交通環境の整備
- 第2の柱 交通安全思想の普及徹底
- 第3の柱 安全運転の確保
- 第4の柱 車両の安全性の確保
- 第5の柱 道路交通秩序の維持
- 第6の柱 救助・救急活動の充実
- 第7の柱 被害者支援の充実と推進
- 第8の柱 高齢者交通安全対策の充実・強化

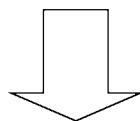
第10次計画の目標を達成するため本市では大分県・臼杵津久見警察署・大分県交通安全協会臼杵支部及び関係団体と連携を図り、市民の理解と協力のもと5つの視点（基本方針）を踏まえ8つの柱により具体的な交通安全対策を推進していきます。

基本理念

『交通事故のない安全で安心して暮らせる臼杵市を目指して』

基本方針（5つの視点）

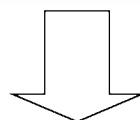
- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1の視点 | 高齢者と子どもの安全確保 |
| 第2の視点 | 歩行者及び自転車の安全確保 |
| 第3の視点 | 生活道路における安全確保 |
| 第4の視点 | 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進 |
| 第5の視点 | 地域ぐるみの交通安全対策の推進 |



8つの柱

第4章 道路交通の安全（具体的な施策）

- | | |
|------|-----------------|
| 第1の柱 | 道路交通環境の整備 |
| 第2の柱 | 交通安全思想の普及徹底 |
| 第3の柱 | 安全運転の確保 |
| 第4の柱 | 車両の安全性の確保 |
| 第5の柱 | 道路交通秩序の維持 |
| 第6の柱 | 救助・救急活動の充実 |
| 第7の柱 | 被害者支援の充実と推進 |
| 第8の柱 | 高齢者交通安全対策の充実・強化 |



目標達成

【第1の柱 道路交通環境の整備】

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところです。

しかし、県内では、歩行中・自転車乗車中の死者数が全事故の半数近くを占めるなど、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。

このため、今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」（生活道路）の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に取り組む必要があります。

また、少子高齢化が一層展開する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていきます。

（1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいはず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻な状況となっています。生活道路における事故の占める割合が増加傾向にあるほか、歩行者の死者数は全国的に見ても、全死者数の約3割を占めています。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、道路管理者や臼杵津久見警察署等の関係機関と連携しながら、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があります。

（2）幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を中心に事故要因に則した対策を実施します。

ア 事故危険箇所対策の推進

死傷事故が多発している「事故危険箇所」について、臼杵津久見警察署と連携して、集中的な事故対策を推進します。

事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良及び防護さく、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。

イ 重大事故の再発防止

交通死亡事故や社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、臼杵津久見警察署が行う当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因についての調査に基づき、事故要因に即した必要な対策を早急に講ずることにより、同所における重大事故の再発防止を図ります。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

ア 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の高度化、交差点改良等の対策を関係機関に対して働きかけます。

イ 信号機の整備

道路の構造及び交通量の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等へ、信号機の設置を関係機関に対し働きかけます。また、既設の信号機についても、交通状況の変化に合理的に対応できるよう関係機関に要請していきます。

ウ 道路標識・街路灯の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れる標識の大型化、点滅化等の高性能な道路標識及び反射性の高い道路標示の整備を推進します。

また、夜間の交通事故防止のため、見やすくわかりやすい道路標識の整備、危険度の高い交差点、横断歩道等の視認性向上のため道路照明灯・視線誘導標等の設置拡充を図ります。

エ カーブミラーの適切な設置と交換

臼杵市では、市道と市道もしくは市道と私道（条件あり）の交差点等において、見通しが悪い場合に、カーブミラーを設置しています。設置・交換については、道路の構造上、設置が必要と認められた場合や区長からの申請に伴い臼杵市長が必要と判断した場合に設置されます。

カーブミラーは、安全確認の補助施設であり、その鏡面に写る物には必ず死角が生じるなどの危険性もあることから、交差点通行の原則は、カーブミラーの有無にかかわらず、目視による安全確認が義務となっていることを広く周知していきます。

また、劣化や腐食によりカーブミラーの交換が必要な場合は、地域と連携して年次計画により対応していきます。

オ 道路交通環境整備への市民参加の促進

道路交通の安全は、道路利用者の生活・経済・社会活動に密接に関係するため、対策の立案に当たっては、市民や道路利用者の意見を十分反映させる必要があります。

また、地域によって道路環境や道路利用の実態及び交通の状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路交通環境の整備を行うとともに、安全な道路交通環境の整備に係る市民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表します。

(4) 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するためバリアフリー化を推進します。

(5) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じて、効果的な交通規制を臼杵津久見警察署に要請します。

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を臼杵津久見警察署に要請します。

(6) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け、通勤・通学・買い物などへの手軽で便利な近距離交通手段として、自転車の役割を位置づけ、自転車の利用を促進します。また、前照灯の早めの点灯の促進など広報啓発活動を行うとともに、安全で快適な自転車利用環境の総合的整備を推進します。

イ 自転車等の駐車対策の推進

駐車対策としては、自転車駐車秩序を確立し、良好な生活環境の確保等を図るため、自転車利用者に対し啓発を行うとともに、計画的な駐車場の整備など、総合的な自転車駐車対策を推進します。

ウ 駅前放置自転車対策の推進

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、道路管理者、臼杵津久見警察署、鉄道事業者等と適切な協力関係を保持していきます。また、効率的・総合的な自転車駐車場の整備を推進するとともに、地域の実状に応じ、臼杵市環境美化に関する条例に基づき、放置されている自転車等の整備・撤去等の推進を図ります。

(7) 交通需要マネジメントの推進

自動車交通に依存する状態から、環境問題、個人の健康など様々な面を踏まえ、自転車や徒步などの移動を含む自家用車以外の公共交通を自発的に利用するように変えていく取り組みによる公共交通利用意識の醸成に努めます。また、広報・啓発活動を行うなど、公共交通機関利用の促進を図るとともに、コミュニティバスの運行を行い、市民が安心して外出できる公共交通の確保を推進します。

(8) 災害に備えた道路交通環境の整備

地震・津波・豪雨等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保するため、道路の安全性に関する点検を強化し、関係機関とともに迅速な対応ができるよう連携を図ります。

(9) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

ア 秩序ある駐車の推進

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、地域の特性に応じた適切な駐（停）車規制について白浜津久見警察署と協議します。

イ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車の取締りの強化と併せ、駐車場の整備と有効利用を促進していきます。

ウ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、市民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図ります。

(10) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導を行います。

(イ) 不法占用物件の排除等

不法占用を防止するためには、市民を始め道路利用者の自覚によるところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行います。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法については調整します。

イ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園、学校等の各種公共施設の開放の促進を図ります。

ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。また、道路との関係に

において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図ります。

(1.1) 踏切道における交通の安全

臼杵市においてここ数年、踏切事故は発生していません。しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすおそれがあります。

そのため、地域などからの危険な線路や踏切等についての相談があった場合は、鉄道事業者へ連絡し改善を要請します。

また、幼稚園・保育園・学校等において踏切の通過方法等の教育を鉄道事業者等の協力を得ながら安全意識の向上に努めます。



【第2の柱 交通安全思想の普及徹底】

交通安全教育・普及啓発活動については、市・県・警察・学校・関係民間団体・地域社会・企業及び家庭がそれぞれ特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促します。

特に、関係行政機関と交通安全に関する民間団体等で構成されている臼杵市交通安全対策協議会の活動の一層の活性化を図るとともに、同協議会を中心とした交通安全活動や各種の啓発活動等が市民総参加のもと積極的に展開されるよう努めます。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児が道路を通行する際に必要な安全知識を提供するだけではなく、将来にわたって道路を通行するときに必要な交通安全意識と実践する力を養うためにも、幼少期からの教育は必要不可欠です。

そこで、大分県交通安全協会臼杵支部・幼稚園・保育園等と連携し、参加・体験型の歩行安全教育を実施します。

<具体的な取り組み>

幼稚園・保育園への交通安全教室実施

(大分県交通安全協会臼杵支部)

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生は、登下校や自転車の利用等により幼児期に比べ行動範囲が著しく広がり、保護者から離れて複数で行動する機会が増えます。小学校においては、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を修得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。



<具体的な取り組み>

市内の小学校にて安全教室実施

(大分県交通安全協会臼杵支部)

ウ 中学校・高校生に対する交通安全教育の推進

自転車交通安全教育や自転車安全利用講習会の開催など、大分県交通安全協会臼杵支部や臼杵津久見警察署・学校と連携・協力を図りながら、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、事故及び他の人々にも配慮した安全行動ができるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

エ 成人に対する交通安全教育の推進

自治会などの各種団体を対象として、自動車・自転車の交通ルールやマナー向上についての講習会を開催し、受講者の安全意識の高揚を図ります。

オ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及びルール等の知識を習得させることを目標にします。

- (ア) 高齢者に対する交通安全教育を推進するため、臼杵津久見警察署・大分県交通安全協会臼杵支部と連携して参加・体験型の交通安全教育を老人クラブや各地区でのいきいきサロン等で積極的に実施していきます。
- (イ) 臼杵市老人クラブ連合会・臼杵市交通指導員と連携して高齢者の交通安全教室等を開催するとともに高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。
- (ウ) 高齢者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともにその自発的な受講の促進に努めます。

＜具体的な取り組み＞

いきいき交通安全教室

(臼杵市・臼杵津久見警察署・大分県)



カ 障がい者・外国人に対する交通安全教育の推進

障がい者や外国人など、特段の配慮が必要な対象者については、きめ細かい指導方法による交通安全教育を臼杵津久見警察署と連携して推進します。

(2) 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進

長めの車間距離を保つことで前方の視野を広げ、自動車、自転車、歩行者等の早めの発見や交差点等での安全確認・危険予測を余裕を持って行うことで、思いやり、譲り合い、優しさなどの気持ちに基づく運転マナーの向上や交通事故を未然に防止する効果が期待できます。そのため、広く市民に対し、長めの車間距離を保持したゆとりある運転を展開し市民意識に訴えかける運動を推進します。

また、追突事故防止に効果のある「3秒の車間距離」の保持について、関係団体等と連携を図り、市民への周知と定着を図るための活動を展開します。



(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、重点事項、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図れるよう、臼杵市安全対策協議会（臼杵市・大分県交通安全協会臼杵支部・臼杵津久見警察署・臼杵市議会等）を中心に実施していきます。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる自治会・老人クラブ・交通指導員の参加促進を図り交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

＜年間スローガン＞

『おこさず あわづ 事故ゼロ』

＜重点事項＞

- ・「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
- ・シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・夜間（特に薄暮時）における交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・飲酒運転の根絶 等

＜具体的な取り組み＞

- 4月 春の全国交通安全運動（10日間）
- 7月 おおいた夏の事故ゼロ運動（10日間）
- 9月 秋の全国交通安全運動（10日間）
- 11月 高齢者交通安全キャンペーン（30日間）
- 12月 おおいた冬の事故ゼロ運動（10日間）



イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことについての理解の向上を図ります。加えて自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性・夜間における早めのライト点灯等についての周知・徹底を図ります。

さらに、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・小学生・中学生の自転車用ヘルメット着用の徹底に努めます。

ウ 「シートベルト」「チャイルドシート」「ヘルメット」の正しい着用の徹底

シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて着用効果の啓発等を積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での啓発を図ります。

エ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するために交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、飲酒運転根絶に向けた取り組みを進め、市民の規範意識の確立を図ります。

オ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、市報・ホームページ・ケーブルテレビ等を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報を行います。

(4) 交通安全器具の普及促進

ア 中学生を対象としたヘルメット購入費補助

通学時等にヘルメット着用を義務付けることは安全を確保するうえで必要なことであるだけではなく、交通ルールやマナーの遵守等教育的意義も大きいことから、通学・部活動で自転車を利用する中学生の安全を確保するため、ヘルメット購入費の補助を継続して行います。

イ チャイルドシート貸出

6歳未満の子どもは、法律でチャイルドシートの着用が義務づけられています。

臼杵市では、お盆・お正月や出産等のために臼杵市へ帰省される方を対象に、チャイルドシートの貸出しを行っています。引き続き、お盆・お正月前に市報等を活用してチャイルドシート貸出しについて周知を行います。

また、6歳以上であっても体格等の状況によりシートベルトを適切に着用できない子どもにもチャイルドシートの利用及び正しい使用方法について、広報啓発に努めます。

ウ 交通安全看板の支給

地域の交通事情等により、事故等の防止の観点から必要と認められるときは、「スピード落とせ」「子ども飛び出し注意」「カーブ多し」などの交通安全看板を設置して交通事故防止に努めます。

なお、スピード制限や駐停車禁止等の規制については、臼杵津久見警察署と連携を図り対応を検討します。



エ 反射材の支給

過去5年間で「夜間、反射材を着けている方の死亡事故は発生していません」。夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、臼杵津久見警察署・大分県交通安全協会臼杵支部と連携して、夜間反射材を着用していない高齢者を対象に支給していきます。

また、日没後90分以内に事故が発生する可能性が高いため、夕暮れ時の街頭啓発についても積極的に行い、自動車・自転車の前照灯の早めの点灯を呼びかけます。

(5) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進します。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。

そのため、臼杵市交通安全対策協議会等の構成団体を中心として、定期又は隨時に連絡協議会等を開催し、必要な情報交換を行うとともに、交通安全に関する意思統一を図ります。

また、交通ボランティア等に対しては、研修会の開催等資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進します。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努めます。

(6) 市民の参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要です。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等の市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進めます。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、市民や道路利用者が主体的に行う交通安全総点検等、市民が積極的に参加できるような仕組みを作ったりするほか、その活動において、当該地区に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進します。



【第3の柱 安全運転の確保】

安全運転を確保するには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者まで含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図ります。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等に取り組みます。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身につけた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行います。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適正を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、臼杵津久見警察署・臼杵市交通安全協会臼杵支部の協力を得て、教育内容の充実を図ります。

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われることが必要です。

そのため、企業内の安全運転管理体制を充実強化していくとともに、安全運転管理業務の徹底を図るため、引き続き臼杵地区安全運転管理協議会との連携を図ります。

【第4の柱 車両の安全性の確保】

現在、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大していることから、今後車両の安全対策を拡充・強化することが必要です。

このような認識の下、車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに、主に運転ミス等の人的要因に起因するとされる事故についても、車両構造面からの対策によりできる限り交通事故の未然防止を図ります。

また、自動車が使用される段階においては、自動車の走行に伴い磨耗・劣化する部品や、走行しなくとも時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要があります。

自動車の保守管理は、一義的な責任を有する自動車使用者に対し、保守管理の徹底を促すとともに、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図ります。

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「街頭車体点検」を関係者の協力の下に展開します。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、車両の保守管理の徹底を臼杵津久見警察署の協力を得て促し、車両の安全性の確保を図ります。



イ 車両の不正改造の防止

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、チラシ等を配布して

「不正改造車を排除する運動」を展開し、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高めます。



(2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることから、こうした事故等に備えた損害賠償責任保険などへの加入の必要性について啓発に努めます。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

【第5の柱 道路交通秩序の維持】

暴走行為や飲酒運転による交通事故防止は、市民による根絶気運の向上が必要です。また、市民の身近な交通手段として利用されている自転者については、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの実践が問題となっています。こうした交通ルール違反の阻止やそれに伴う交通事故の防止は、市民の自主的かつ主体的な交通安全活動が効果的で重要であるという認識の下、暴走族対策、飲酒運転根絶対策、自転車の安全利用等に関する地域活動を促進するため、地域の交通安全機運の醸成を図り、地域一体となつた取り組みを推進します。

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取り締まりを臼杵津久見警察署と連携を図り促進します。

このため、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視、シートベルトの未着装など悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を促進します。

さらに、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反者に対しての指導警告及びこれに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する取締りについても強化していきます。

イ 飲酒運転対策の強化の促進

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、根絶に向けた取り組みを推進するとともに臼杵津久見警察署に取締強化を要請します。

《臼杵市内における飲酒運転検挙数》

平成23年	7件
平成24年	8件
平成25年	4件
平成26年	3件
平成27年	9件

※上記数値の期間は1月～12月までとする



(2) 暴走族対策の推進

暴走族追放気運を高揚させるため、交通安全運動等市民が参加するあらゆる機会を捉えて臼杵津久見警察署と連携し暴走族追放気運を高めていきます。また、暴走行為につながる非行の早期発見及び未然防止のため、家庭、学校等に指導を要請するとともに、臼杵津久見警察署・少年補導員による巡回にて暴走行為をさせないための環境づくりを引き続き依頼していきます。

【第6の柱 救助・救急活動の充実】

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等相互の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を推進します。

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対応するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施に努めます。

(2) 救急医療体制の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、休日夜間当番医制の普及定着化を推進します。

また、傷病者の状態を迅速に観察し、適切な医療機関への早急な搬送を行います。脳卒中の急性期においては緊急性が高いため、ドクターカー及びドクターヘリの活用を推進し、臨時離着場の適正確保と市民理解の促進を図ります。

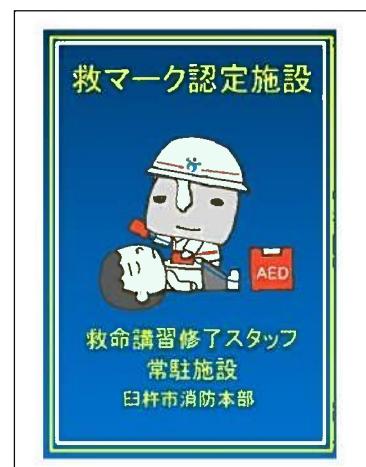
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

(4) 救マーク制度

「救マーク制度」は、多くの方が利用する施設で、突然に人が発生した場合、迅速に救急車の手配や適切な応急手当等を施す体制が整っている施設であることを表示するものです。

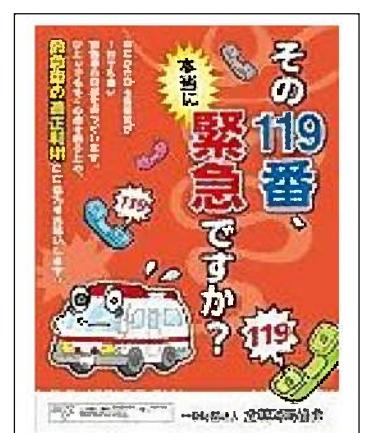
「救マーク制度」を推進することで、AEDも含めた応急手当の知識・技能を持つバイスタンダーの普及に繋がり、救命効果の向上が期待できるため認定制度の市民理解の促進を図ります。



(5) 救急車の適正利用とスムーズな通行

事故による大ケガや心筋梗塞といった、1分1秒を争う生命の危険がある傷病者の搬送が遅れることを防止するため、各種講習や地域での防災訓練などで救急車の適正利用について積極的な啓発を図ります。

併せて、消防車・救急車・パトカーなどの緊急車両のスムーズかつ安全な通行に向けての啓発も行います。



【第7の柱 被害者支援の充実と推進】

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的、経済的に多大な打撃を受け、または掛け替えのない命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われています。交通事故被害者を支援するため、交通事故相談、交通事故被害者等に対する連絡制度の充実を図るとともにその心情に配慮した対策を推進します。

(1) 大分県交通事故相談所の利用推進

大分県交通事故相談所は被害者、加害者を問わず専門の相談員が公平な立場で、損害賠償請求や示談の進め方など問題解決のアドバイスを専門員が行っています。相談内容は交通事故の損害賠償の内容、請求方法、賠償額の算定方法、示談、調停など様々な問題に対応していただけます。

交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから大分県交通事故相談所の利用を推進します。

大分県交通事故相談所

住 所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎別館5階（遊歩公園西側）
電 話 097-506-2166（直通）
時 間 8時30分～17時15分（月曜日～金曜日）
相談料 無料

(2) 自動車損害賠償保障制度の充実等

ア 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、かけ忘れに注意が必要であることをパンフレット等を利用して広く市民に周知するとともに、臼杵津久見警察署に街頭における指導取締りの強化等を依頼し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

イ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割をはたしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、保証範囲や金額、サービスの内容も多様化しており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及びその普及率の向上について引き続き指導を行います。



(3) 大分県交通災害共済の加入促進

大分県交通災害共済は、自動車・自転車・バイク・電車・バス・航空機等の交通に伴う事故により死傷もしくは死亡された場合にお見舞金が支給されます。

年間360円の掛金で加入でき、臼杵市に住民登録又は外国人の方も住民登録をしている方であれば誰でも加入できます。

思いがけない交通事故に遭われた被災者の方々を救済するため、大分県交通災害共済組合と県内市町村（大分市・津久見市を除く）が共同で実施している共済制度であるため、積極的に加入促進を行います。

なお、お見舞金は、治療実日数（病院に入院した日数及び通院した日数）に応じて支払われますが、請求時における必要書類の記入方法が複雑であるため臼杵市にて「請求時の手引書」を作成して請求者の負担軽減を図ります。

加入対象	：臼杵市に住民登録をしている方
共済掛金	：年額360円
共済期間	：1年間
お問合せ先	：臼杵市役所 （0972）63-1111 臼杵庁舎 市民課 内線1161 野津庁舎 市民生活推進課 内線122



《大分県交通災害共済加入者数》

年度	臼杵地域	野津地域	合計件数
平成23年度	814件	3,529件	4,343件
平成24年度	925件	3,177件	4,102件
平成25年度	1,061件	3,101件	4,162件
平成26年度	1,026件	2,941件	3,967件
平成27年度	1,079件	2,836件	3,915件

※上記数値の期間は4月～3月までとする

【第8の柱 高齢者交通安全対策の充実・強化】

近年、高齢運転者が加害者となる交通事故が増加している状況の中、高齢化の進展による高齢運転免許人口の増加が見込まれ、さらなる高齢運転者の交通事故増加が懸念されます。

高齢運転者については、加齢に伴う身体機能の低下等から運転に不安を感じていながらも生活上の必要性からやむを得ず運転を継続している実態もあります。

そのため、高齢者の交通事故を抑止するためには、高齢者に対する安全教育の推進を進めていくほか、代替交通手段の確保や運転免許証の自主返納制度の充実を推進します。

(1) 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進



運転に不安を感じている高齢者が運転をしなくても生活に困ることのないようにするために、自家用車の代替となる地域における公共交通の確保・充実が重要です。

そこで本市では、高齢運転者の生活交通の維持確保のため、民間バス事業者が運行する赤字路線バスに対する支援やコミュニティバス等の事業に取り組んでいます。

今後、高齢者を中心に公共交通に対するニーズが高まるものと考えられることから、引き続き、

県や関係機関と連携を図りながら、高齢運転者の代替交通手段の確保に向けた施策を積極的に推進します。

(2) 運転免許自主返納支援制度の充実

高齢運転者の運転免許自主返納制度は、運転に不安を感じている高齢運転者の運転免許証の返納を自主的に促すものです。

平成28年12月現在、県内の自治体で運転免許証を自主返納した場合にタクシー券やコミュニティバス回数券等を支給している自治体は18自治体中6自治体となっています。

高齢者の事故が増加傾向にある中、代替の公共交通手段を整備していくとともに高齢者が自主的に運転免許証を返納できる制度を早急に導入し、安心して生活できる環境を目指します。

また、大分県・大分県警察・大分県交通安全推進協議会が実施している「高齢者自主返納支援制度」では、70歳以上の方で運転経歴証明書の交付を受けた場合にスーパー・メガネ店・ホテル・旅館などで買い物商品の無料配送、買い物・宿泊料金の割引支援が受けられるため、パンフレット等を通じて広く周知していきます。



資 料

臼杵市の交通事故発生状況(昭和46年～平成27年)

年	交通安全計画	件数	死者数	負傷者数
昭和46年	第1次	225	5	295
昭和47年		210	8	266
昭和48年		203	7	267
昭和49年		148	7	189
昭和50年		120	3	173
昭和51年	第2次	131	2	152
昭和52年		150	1	206
昭和53年		189	5	242
昭和54年		158	4	186
昭和55年		192	4	227
昭和56年	第3次	165	1	201
昭和57年		204	1	245
昭和58年		183	1	244
昭和59年		198	2	244
昭和60年		206	1	246
昭和61年	第4次	180	0	197
昭和62年		171	1	208
昭和63年		164	2	202
昭和64年		181	1	237
平成2年		144	6	175
平成3年	第5次	150	4	195
平成4年		134	3	150
平成5年		148	9	170
平成6年		168	1	183
平成7年		182	2	191
平成8年	第6次	176	3	205
平成9年		182	2	219
平成10年		185	1	234
平成11年		175	2	206
平成12年		196	0	247
平成13年	第7次	219	3	283
平成14年		180	0	239
平成15年		188	2	237
平成16年		176	2	228
平成17年		227	5	293
平成18年	第8次	219	0	280
平成19年		212	2	267
平成20年		197	2	250
平成21年		167	2	206
平成22年		162	4	201
平成23年	第9次	164	2	198
平成24年		156	0	195
平成25年		157	3	206
平成26年		127	1	165
平成27年		104	1	139

注) 平成16年以前は旧臼杵市ののみの数値

交通安全対策基本法(抜粋)最終改正:平成二七年九月

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聽かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講すべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

臼杵市交通安全対策会議条例

平成17年1月1日
条例第135号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、臼杵市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 臼杵市交通安全計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員
- (2) 大分県の部内の職員
- (3) 大分県警察の警察官
- (4) 市職員
- (5) 教育長
- (6) 消防本部の長

6 前項第1号の委員の定数は1人とし、第2号、第3号及び第4号の委員の定数はそれぞれ2人以内とする。

7 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 会議に幹事10人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

臼杵市交通安全対策会議条例施行規則

平成17年1月1日

規則第127号

改正 平成17年3月29日規則第210号

平成24年3月31日規則第9号

平成25年4月1日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、臼杵市交通安全対策会議条例（平成17年臼杵市条例第135号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 臼杵市交通安全対策会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第3条 会長は、庶務に従事する職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(幹事会)

第4条 会議の幹事で幹事会を組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、市民課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

4 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

5 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事の属する組織の関係職員に出席を求めることができる。

6 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(会長の専決)

第5条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次に掲げるものについて専決することができる。ただし、その議決により特に指定したものについては、この限りでない。

(1) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第19条及び交通安全対策基本法施行令（昭和45年政令第175号）第6条第2項の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めること。

(2) 臼杵市交通安全計画の要旨を公表すること。

(3) 臼杵市交通安全計画の軽易な変更に関すること。

(4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第210号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

臼杵市交通安全対策会議 委員名簿

役 職		氏 名		適 用
会 長	臼杵市	市 長	中野 五郎	条例第3条第2項
委 員	大分県中部振興局	局 長	村井 尚	条例第3条第5項第2号
委 員	大分県臼杵土木事務所	所 長	島津 恵造	条例第3条第5項第2号
委 員	臼杵津久見警察署	署 長	津野 吉孝	条例第3条第5項第3号
委 員	臼杵市	市民部長	稗田 勝一	条例第3条第5項第4号
委 員		ふるさと建設部長	吉野 和宏	条例第3条第5項第4号
委 員	臼杵市教育委員会	教育長	斎藤 克己	条例第3条第5項第5号
委 員	臼杵市消防本部	消防長	秋田 直己	条例第3条第5項第6号

臼杵市交通安全対策会議 幹事会名簿

役 職			氏 名	適 用
幹事長	臼杵市	市民課 長	矢野 晃	施行規則第4条第2項
幹 事	大分県中部振興局	次 長	財前 文晴	条例第5条第2項
幹 事	大分県臼杵土木事務所	管 理・保 全 課 長	甲斐 純	条例第5条第2項
幹 事	臼杵津久見警察署	交 通 課 長	安藤 竜夫	条例第5条第2項
幹 事	臼杵市	建 設 課 長	小長 範幸	条例第5条第2項
幹 事	臼杵市教育委員会	学 校 教 育 課 長	山田 晃世	条例第5条第2項
幹 事	臼杵市消防本部	署 長	板井 幸則	条例第5条第2項
関係職員	大分県中部振興局	総 務 第 二 班 主 幹 (総 括)	市原 隆	施行規則第4条第5項
関係職員	大分県臼杵土木事務所	管 理・保 全 課 副 主 幹 (総 括)	上田 政晃	施行規則第4条第5項
関係職員	臼杵津久見警察署	交通課 交通係長	後藤 良一	施行規則第4条第5項
関係職員	臼杵市	建設課 総括課長代理	藤澤 清巳	施行規則第4条第5項
関係職員	〃	協働まちづくり推進課 課長代理	甲斐 博	施行規則第4条第5項
関係職員	〃	高齢者支援課 課長代理	椎原 洋子	施行規則第4条第5項
関係職員	〃	市民生活推進課 課長代理	上田 和実	施行規則第4条第5項
関係職員	臼杵市教育委員会	学校教育課 課長代理	齋藤 正雄	施行規則第4条第5項
関係職員	臼杵市消防本部	総務課 課長代理	庄司 哲宏	施行規則第4条第5項

第10次臼杵市交通安全計画

編集 臼杵市交通安全対策会議
発行 臼杵市交通安全対策会議 事務局
(臼杵市 市民課・市民生活推進課)

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
電話 0972-63-1111(内線1161)
FAX 0972-63-1517